



電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 (災害時用公衆電話の補填等に関する規定の整備)

概要

【諮問第3217号】

令和8年4月

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

省令改正の背景・概要

- 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 答申「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申」（令和8年3月16日）において、第一号基礎的電気通役務（電話のユニバーサルサービス）に係る交付金について、下記のとおり提言がなされた。
 - (1) 令和7年度（令和8年度認可申請）以降の交付金の算定方法について、当分の間は現行制度を踏襲することが適当。
 具体的には、①第9次IP-LRICモデルのみに基づき算定を行うこと、②実際の回線種別に基づき算定を行うこと、③FRTの台数に係るモデル外補正を継続することが適当。
 - (2) 災害時用公衆電話については、令和8年度認可申請分から、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額の合計額が、基準額37.2億円*を下回る場合に、その差額を上限として、実際に要した費用をベースに補填を開始することが適当。

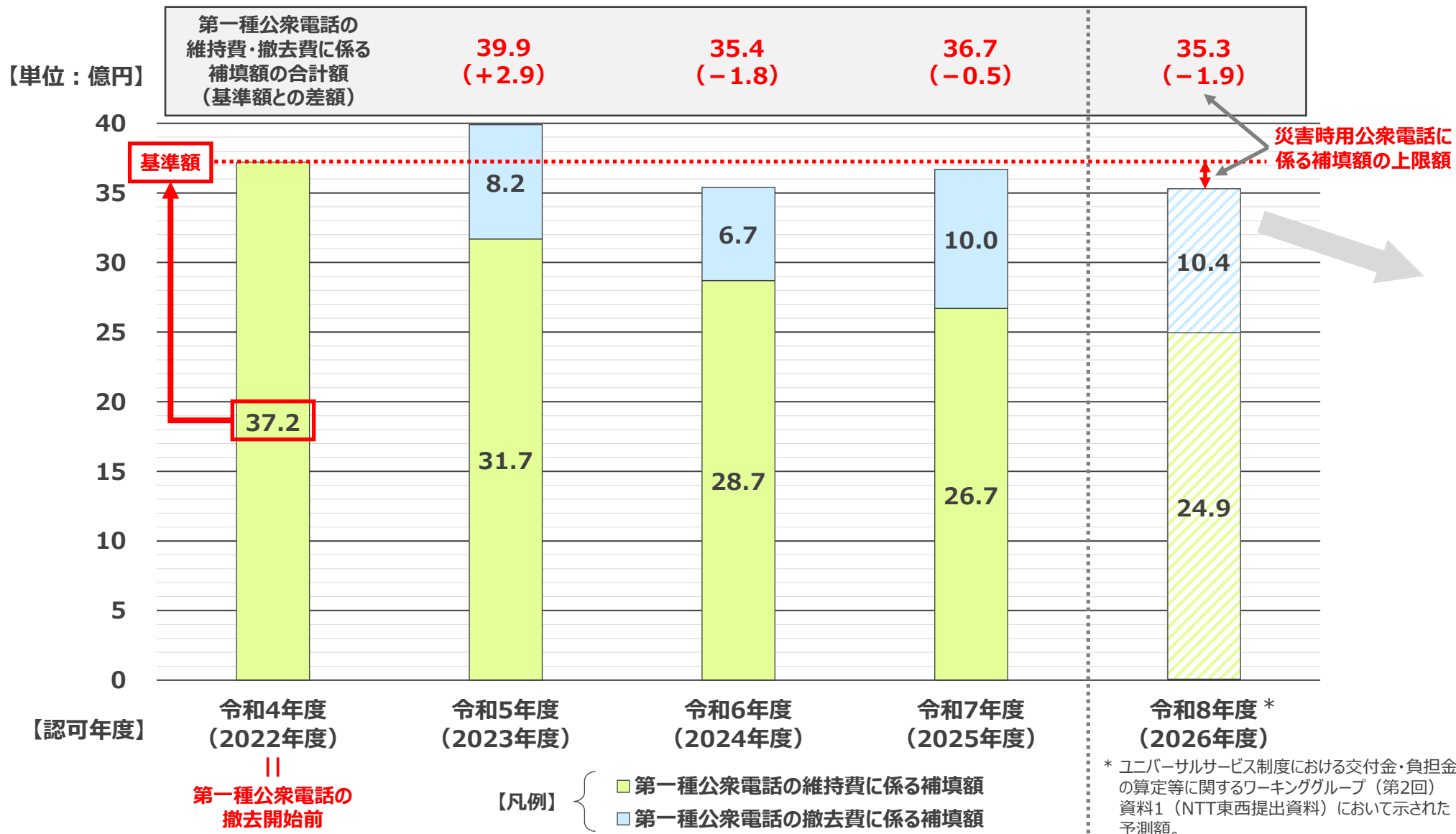
* 第一種公衆電話の撤去を開始する直前の令和4年度認可分における第一種公衆電話の維持費に係る補填額（実績）。
- これらを踏まえ、所要の制度整備を行うため、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「第一種交付金・負担金算定規則」という。）等の改正を行う。

今後のスケジュール案

【令和8年】

- 4月24日（本日） 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第168回）
⇒ 第一種交付金・負担金算定規則等の改正案について諮問。
- 4月25日～5月29日 算定規則等改正案について意見募集（35日間）
- 6月17日 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第170回）
⇒ 提出意見、当該提出意見に対する回答とそれらを踏まえた改正案の修正の要否について検討・答申。
- ～7月末 答申を踏まえた第一種交付金・負担金算定規則等の改正案の公布・施行
⇒ 令和8年度認可申請分より、交付金・負担金に係る新たな算定方法を適用。

- 今後、第一種公衆電話の撤去が続くことに伴い、**第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額の合計額**は**逡減傾向**が続く見込みであることを踏まえ、**第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額の合計額**が、令和4年度認可分（第一種公衆電話の撤去を開始する直前）における第一種公衆電話の維持費に係る補填額（**基準額：37.2 億円**）を下回る場合に、**その差額を上限として、災害時用公衆電話について補填を行う。**



第一種交付金・負担金 算定規則の改正箇所 (改正後の条項)	現行規定・改正の概要	電気通信事業法 における委任規定
第5条第1項第5号	● 交付金額の算定において合算する要素を規定。 ● 新たに交付金による補填対象となる<u>災害時用公衆電話に係る原価</u>を下記のとおり追加。 総務大臣が 告示で定める額* － NTT東西の第一種公衆電話 の維持費・撤去費に係る 原価の合計 × NTT東/NTT西の災害時用公衆電話 に係る原価 ／ NTT東西の災害時用公衆電話 に係る原価の合計 * 災害時用公衆電話については、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額の合計額が、令和4年度認可分（第一種公衆電話の撤去を開始する直前）における第一種公衆電話の維持費に係る補填額（基準額：37.2 億円）を下回る場合に、その差額を上限として補填を行うとされていることを踏まえ、「37.2億円」と定める予定。	第109条第1項
第7条第4号・第5号	● 支援機関における交付金額の算定のために、適格事業者が支援機関に届け出なければならない事項を規定。 ● <u>災害時用公衆電話に係る原価</u>、<u>他人資本費用</u>・<u>自己資本費用</u>・<u>利益対応税</u>を新たに追加。	第109条第2項
第15条第1項	● 適格事業者は、設備管理部門の資産・費用について、総務大臣が通知する手順を用いて整理しなければならない旨を規定しているところ、災害時用公衆電話については、<u>実費ベース</u>で算定を行うため、<u>本規定の対象から除外</u>。	第109条第3項
第17条の4 別表第9の6 別表第9の7 別表第9の8	● <u>災害時用公衆電話の設備管理部門の資産・費用の整理方法</u>について新たに規定。 ● 併せて、この整理のため、<u>資産</u>については、<u>対象設備・設備区分表</u>（別表第9の6）、<u>固定資産明細表</u>（別表第9の7）、<u>費用</u>については、<u>区分別費用明細表</u>（別表第9の8）を整備。	
第17条の5	● <u>災害時用公衆電話の設備管理部門の原価</u>は、<u>区分別費用明細表（別表第9の8）に記載された費用</u>とする旨を新たに規定。	
第18条	● 電話のユニバーサルサービスに係る設備管理部門全体の原価の算定方法を規定しており、合算する要素として、<u>災害時用公衆電話の設備管理部門の原価</u>を追加。	

※ 表中の改正事項はいずれも諮問事項。このほか、加入電話等の原価について第9次IP-LRICモデルのみに基づき算定を行うことを踏まえ、IP網の設備・ネットワーク構成に対応した別表の整備を行うとともに、災害時用公衆電話について補填を開始することを踏まえ、既存の別表に災害時用公衆電話に係る欄を追加する等の改正を行う。

■電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

（第一種交付金の交付）

第百九条 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第百七条第一号の交付金（以下「第一種交付金」という。）の額を算定し、当該第一種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

2 第一種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第一種交付金の額の算定をするための資料として、当該算定の前年度における前条第一項の規定による指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

3 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。

4 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、第一種交付金の額を公表しなければならない。

（審議会等への諮問）

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一～三 （略）

四 （略）第百七条第二号、第百八条第一項各号若しくは第三項、第百九条第一項から第三項まで、第百十条第一項ただし書若しくは第二項（第百十条の五第二項において準用する場合を含む。）、第百十条の二第一項若しくは第二項、第百十条の三第一項第一号、第百十条の四第一項、第三項若しくは第四項、第百十条の五第一項又は第百六十四条第二項第一号、第四号若しくは第五号の規定による総務省令の制定又は改廃

■電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第十二条 法第百六十九条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。